

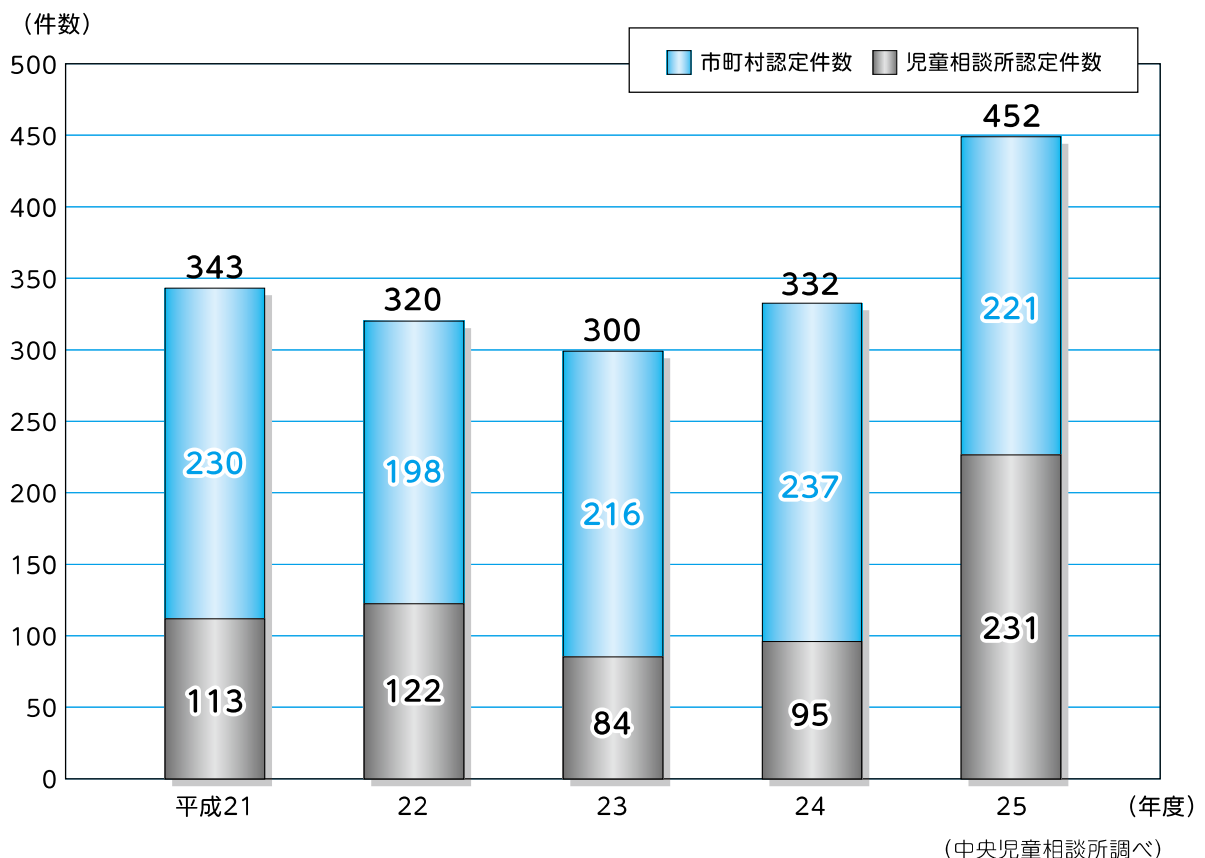
1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防や早期発見，早期対応のためには，市町村の要保護児童対策地域協議会（※）による地域での見守り体制の充実と，専門機関である児童相談所の体制の充実強化が重要です。

また，市町村や児童相談所に寄せられる児童虐待の通告・相談が増加してきており，迅速な対応のため，住民に身近な相談窓口である市町村と専門機関である児童相談所の適切な役割分担を図るとともに，各関係機関と連携して対応する必要があります。

※要保護児童対策地域協議会
要保護児童の適切な保護や支援を必要とする児童や妊婦への適切な支援を図るため，市町村や警察，学校等の関係機関・団体等により構成される組織

本県の児童虐待の認定件数の推移



(1) 児童相談所の体制の充実強化

児童虐待対応の中心となる児童相談所における児童福祉司や児童心理司等の専門職員の配置など体制の充実を図ります。

また，専門的な知識や技術を必要とする困難ケースの対応や保護者への指導等を行うため，弁護士や医師等を活用した支援に努めます。

(2) 市町村や関係機関との役割分担と連携の推進

児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担を図るため、市町村をはじめ、保育所、児童養護施設等の児童福祉施設、学校、警察、医療機関や女性相談センターその他の関係機関との情報共有による連携を強化します。

また、ケースに関する市町村との支援方針の協議などによる児童虐待の発生予防と早期対応に努めるとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会の関係者を対象とした研修等の実施により、協議会の機能強化や効果的な運営を支援します。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
「子ども虐待防止ネットワーク」会議の開催	県単位で、福祉・保健・学校・警察・医療機関等の関係機関・団体が集まり、児童虐待防止等について情報を共有し、協議、検討する会議の開催	子ども福祉課
「子どもSOS地域連絡会議」の開催	各地域振興局・支庁単位で、児童虐待の早期発見や早期対応等について情報交換・相互協力を行うための連絡会議の開催	子ども福祉課
市町村要保護児童対策地域協議会の充実強化	各市町村における要保護児童対策地域協議会の活動について、児童相談所の助言等による支援	子ども福祉課
児童虐待防止に係る研修会の実施	市町村担当職員、主任児童委員、児童養護施設職員等を対象とした児童虐待に関する研修の実施	子ども福祉課

(3) 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備

妊娠・出産等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の充実を図ります。

また、児童虐待を予防するため、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、医療機関(産科、小児科等)等と市町村との情報共有を図り、相互の連携体制を整備する必要があることから、引き続き、必要な環境整備や市町村の取組への支援を行います。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
女性健康支援センター事業による相談体制の充実	望まない妊娠を含む妊娠, 出産についての悩みなど, 思春期から更年期に至る女性に対し, 健康に関する情報の提供や相談指導を実施	子ども福祉課
母子保健関係者研修の充実	母子保健関係者の資質の向上及び母子保健活動充実のための妊娠・出産・育児支援に関する研修を実施	

(4) 児童虐待防止についての意識啓発

児童虐待について県民に理解を深めてもらい, 地域社会において, 支援の必要な子どもを見守る取組を推進する必要があります。

このため, 関係機関が連携し, オレンジリボンキャンペーンの実施やリーフレットの配布など積極的な広報・啓発に努めます。

(5) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待による死亡事例等の重大事例について, 市町村等と連携して検証を行い, その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。

2 社会的養護体制の充実

児童虐待や複雑・多様化する家庭・地域環境の問題等により親子分離が避けられない子どもについては, 公的責任で社会的に養育・保護するとともに, 養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護が必要です。

また, 今後の社会的養護は, できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し, 原則として家庭養護(里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)における養護をいう。)を優先するとともに, 施設(児童養護施設, 乳児院等)における養護もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要があります。

(1) 家庭養護の推進

家庭養護の推進を図るため, 養育里親の新規登録を増やすとともに, 里親への新規委託及びファミリーホームの開設を推進します。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
里親の新規開拓	里親支援専門相談員の各施設への配置を促し里親の新規開拓を推進	子ども福祉課
里親支援の充実	里親支援専門相談員の資質の向上及び関係機関との情報共有を目的に連絡会議を開催	子ども福祉課
	レスパイトケア ^(※) や週末里親の活用, 里親サロン等による相談を行い, 里親の負担を軽減	
ファミリーホームの開設及び支援	各施設に, ファミリーホームの開設を働きかけるとともに, 養育里親からのファミリーホームへの移行を促進	子ども福祉課

※レスパイトケア

委託児童を養育している里親家庭が, 一時的な休息のための援助を必要とする場合, 他の里親や乳児院, 児童養護施設を活用して当該児童の養育を目的とする制度

(2) 家庭的養護の推進

施設における家庭的養護の推進を図るためには, 施設の小規模化及び施設機能の地域分散化を行う必要があります。

このため, 施設の状況に即したユニット化や地域分散化の取組を促し, 施設における家庭的養護の環境づくりに努めます。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
施設の小規模化 及び施設機能の 地域分散化	全施設における,小規模グループケアの実施による家庭的養護の促進	子ども福祉課
	施設機能の地域分散化に向けた地域小規模児童養護施設又は,分園型小規模グループケアの実施を促進	

(3) 専門的ケアの充実と人材の確保・育成

社会的養護を必要とする子どもは,被虐待児を含め様々な問題を抱えたケースが増えてきており,施設職員及び里親等には,より高度で専門的なケアの能力が必要とされることから研修や支援体制の充実を促進します。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
施設職員の専門性の向上	施設職員の専門性の向上のため,各種研修内容の充実	子ども福祉課
里親の資質の向上	里親の資質向上のため,里親研修会等の支援事業の充実を図るとともに,里親支援専門相談員による相談・研修を推進	子ども福祉課
人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉系大学等のインターン生の積極的受入れを促進 ・新任職員及び経験年数の浅い職員に対する研修体制の整備を促進 ・施設職員へのメンタルヘルスの研修やカウンセリングの実施を促進 	子ども福祉課

(4) 自立支援の充実

施設入所児童が社会において自立するためには,一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行う必要があります。

このため,施設における職業指導員等の活用により,適切な職業観の形成や生活技術の取得等,自立する力を身に付ける養育が行われるよう支援します。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 施設における職業指導員の配置を促進 職業指導員による児童の適性、能力等に応じた職業選択に関する助言、情報の提供 	子ども福祉課
アフターケアの充実	里親支援専門相談員や職業指導員による定期的状況確認や相談等アフターケアの充実を促進	子ども福祉課
自立に向けた継続的養育の支援	<ul style="list-style-type: none"> 進学や就労に際して、自立生活能力がないまま措置解除することがないように18歳以降の措置延長を積極的に活用 児童自立援助ホームの活用及び連携 	子ども福祉課

(5) 家族支援と地域支援の充実

施設入所児童については、家庭復帰に向けた親子関係の再構築、家庭復帰後の虐待の再発防止等を図る必要があることから、家庭支援専門相談員による家族支援等の充実に努めます。

また、施設には地域における社会的養護の拠点として、関係機関と連携し、子育て家庭への支援機関として機能の充実を図るよう促します。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
措置児童家族の支援	施設の家庭支援専門相談員による児童の家庭環境の調整等を行い、親子関係の再構築及び早期家庭復帰を促進	子ども福祉課
地域子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> 施設への里親支援専門相談員の配置を促し、施設のソーシャルワーク機能の向上を促進 施設の共用スペースの活用等により、子育て家庭への支援機能を充実 	子ども福祉課

(6) 施設等における子どもの権利擁護の推進

平成24年3月に定められた児童養護施設運営指針において、子どもの尊重や最善の利益の考慮等、子どもの権利擁護について規定されています。

また、厚生労働省は、被措置児童等虐待の禁止について「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を策定し、県ではこれを受けて、平成25年3月に「鹿児島県被措置児童等虐待対応マニュアル」を策定しました。

被措置児童等虐待については、これらを踏まえ施設職員等への指示の徹底、入所児童等や関係機関への制度の周知等によりその予防と対応に取り組みます。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
施設職員等に対する子どもの権利擁護の推進及び児童虐待防止に関する意識の徹底	施設職員等の専門性の向上を図るため、研修会の実施を促進	子ども福祉課
	研修等を通じた施設運営指針、被措置児童虐待対応マニュアルの内容の浸透	
入所児童等に対する制度の周知	児童及び保護者への権利擁護に関する説明等の促進	子ども福祉課
	施設における意見箱等の活用を促進	

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 子育て・生活支援策

ひとり親が、子どもの養育と仕事を一人で担い懸命な努力をする中で、子どものしつけや養育費の確保などの養育に関する問題や健康の維持管理など生活面に多くの問題や不安を抱えています。

このため、子育てと仕事の両立を図るための支援や住宅の確保、子どもの保育先の確保を含む日常生活に関する支援、健康の保持増進など生活の支援を図ります。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
日常生活の支援	就学等の自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して必要な援助、保育等を実施	子ども福祉課
医療費の助成	母子家庭・父子家庭等の医療費の自己負担相当額の一部を助成をすることにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を推進	子ども福祉課
相談体制の整備	母子自立支援員が、子育てや精神的、身体的な問題などの生活一般の相談に応じることによる、地域で安定した生活を送るための精神的な支援	子ども福祉課
	県母子寡婦福祉連合会において、弁護士、司法書士等の専門家による無料法律相談等を実施し、養育費の取得に関する相談等に応じるなどきめ細かな相談体制を整備	子ども福祉課

(2) 就業支援策

ひとり親家庭の自立のためには就業機会の確保が極めて重要ですが、就業情報の確保や経験の不足などがあり、さらに、経済情勢の悪化などにより雇用環境なども大変厳しい状況になっています。

また、母子家庭の母においては、正社員の割合が低く、収入も少ない状態となっています。

このため、母子家庭の母等の個々の事情に応じた自立支援プログラムの策定や就職に必要な能力開発など就業支援の充実を図ります。

【推進のための主な施策等】

① 就業相談事業等

施策等	施策等の内容	担当課
就業に関する情報提供及び支援	県母子寡婦福祉連合会の中に就業に係る総合的なアドバイスを行う就業相談員を配置し、母子家庭の母等の就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、公共職業安定所等職業安定機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供	子ども福祉課
	母子自立支援員が、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定するなど職業能力の向上や求職活動等への助言・指導を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センター事業と連携して就業に関する相談や支援を実施	子ども福祉課

【推進のための主な施策等】

② 就業に向けた能力開発への支援

施策等	施策等の内容	担当課
就業のための技能習得を支援	地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の技能、資格を取得するための就業支援講習会を実施するとともに、講習会を開催する際に児童を預かる託児サービスを実施	子ども福祉課

施 策 等	施 策 等 の 内 容	担 当 課
	就職支援のために必要な能力開発に取り組む母子家庭の母又は父子家庭の父を支援するため、あらかじめ指定する教育訓練講座を受講した方に対して受講費用の一部を支給	子ども福祉課
	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給	子ども福祉課

(3) 経済的支援策

ひとり親家庭の世帯構成や就業形態は様々で、ほとんどの方が子育てをしながら就業していますが、収入は少ない状況になっています。

このため、離婚直後から支給される児童扶養手当制度や、様々な資金使途に応じた母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金などの経済的な支援を図ります。

【推進のための主な施策等】

施 策 等	施 策 等 の 内 容	担 当 課
児童扶養手当の支給	父又は母のいない家庭、父又は母が一定の障害がある児童の母又は父や、父母に代わって養育している方に対する手当の支給	子ども福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦等に対し、子どもの修学に必要な修学資金や就職するために必要な技能を取得する場合、また、その間の生活安定を図るため、技能習得資金や生活資金などそれぞれの使途に合わせた12種類の資金の貸付	子ども福祉課

施 策 等	施 策 等 の 内 容	担 当 課
たすけあい資金 の貸付	県母子寡婦福祉連合会が、母子家庭、父子家庭及び寡婦の緊急な出費に対処するため生活資金等一時的に必要とする小口資金の貸付	子ども福祉課
医療費の助成	母子家庭・父子家庭等の医療費の自己負担相当額の一部を助成をすることにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を推進	子ども福祉課

4 障害児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の推進

(1) 障害児等特別な支援が必要な子どもに対する支援

市町村に対する乳幼児健診におけるスクリーニング技術の向上等に関する支援を通じて、障害の早期発見に努めるとともに、健診等で要経過観察となった障害のある児童等に対しては、親子教室や児童発達支援事業による療育の場の提供等、地域において早期支援につなげる体制の構築を進めます。また、障害保健福祉圏域をベースに児童発達支援センターの充実を図るとともに、こども総合療育センターと市町村、児童発達支援センター、認定こども園・幼稚園・保育所、小中学校等^(※)の関係機関が連携して障害のある児童等の支援を行う地域療育支援体制の整備を進めます。

障害児入所施設においては、障害の特性、重度化等の現状を踏まえた入所支援計画が作成され、障害のある児童一人一人のニーズに応じた支援が提供されるよう努めます。

こども総合療育センターにおいては、主に発達障害のある児童等の診療や療育、地域療育の支援、肢体不自由児に対するリハビリなどの充実に努めるほか、同センター内に設置している「発達障害者支援センター」において、発達支援から就労支援までライフステージに応じた相談や支援、発達障害の普及・啓発に努めます。

なお、地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業において、育児不安等についての相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施するなど必要な支援を行います。

※小中学校等には、高等学校、特別支援学校を含む。

【推進のための主な施策等】

施 策 等	施 策 等 の 内 容	担 当 課
通所利用の障害児やその家族に対する支援	障害児通所支援事業所に通所している障害児やその家族に対する、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援	障害福祉課
児童発達支援利用者の負担軽減	認定こども園、幼稚園及び保育所に在籍しながら児童発達支援を利用している児童の保護者に対し、経済的な負担軽減を図るための、利用者負担額の一部助成	障害福祉課
施設に入所している障害児に対する支援	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等している障害児に対する、日常生活の指導及び知識技能の付与等の支援並びに治療	障害福祉課
地域療育支援体制の整備促進	発達障害が疑われる子どもとその保護者が、身近な地域で早期に継続した療育指導や支援を受けられるようにするための、市町村等の支援	障害福祉課
こども総合療育センターの診療・療育	こども総合療育センターでの、障害児全般にわたる総合相談や発達障害児等を対象とした外来による診療・療育等の実施	障害福祉課

(2) 特別支援教育の推進

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、また、国において提言がなされた、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^(※)構築のための特別支援教育推進の観点から、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実や、就学先決定のための早期からの教育相談・支援体制を構築することなどが求められています。

本県においては、全ての公立幼稚園及び公立小中学校等で特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握等がなされ、校内支援体制は着実に整備されていますが、今後、個別の教育支援計画の作成・活用等により、就学前から学校卒業までの一貫した支援体制を構築していく必要があります。

特別支援学校においては、児童生徒の社会自立に向けて教育機能を更に強化する必要があり、本県の特性を踏まえて、特に高等部教育の充実が求められています。また、地域でのコーディネーター機能を発揮して、特別支援教育のセンター的役割を一層発揮することが求められています。

このようなことを踏まえ、障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を深めるとともに、認定こども園、幼稚園、保育所及び小中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実に努めることなどにより、特別支援教育の一層の推進を図ります。

※インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
障害者理解のための交流及び共同学習の推進	共生社会の形成に向けた障害者理解を推進するための障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の積極的な推進	義務教育課
教育相談・就学相談体制の確立の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会における早期からの教育相談・就学相談体制確立の促進 ・障害の状態や教育的ニーズ, 保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断 	義務教育課
教職員研修の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修の充実による, 障害のある児童生徒等が教育的ニーズに基づいて十分な教育を受けられるための支援の充実 ・地域の特別支援学級や通級指導教室などの教育資源活用の推進 	義務教育課
就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に設置された特別支援連携協議会の機能強化 ・関係機関との連携の下での個別の教育支援計画に基づく就学前から学校卒業後まで一貫した支援が受けられる体制の整備 	義務教育課
特別支援学校の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自校における職業教育の充実や域内の学校間連携によるセンター的機能の充実 ・本県の特性を踏まえた高等部教育の充実 	義務教育課
私立幼稚園などにおける心身障害児の就園奨励	心身障害児が2人以上在籍する私立の幼稚園や認定こども園に対する特別支援教育に必要な教育費の一部助成	青少年男女共同参画課

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(1) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

少子化の進行の背景の一つとして、働き方をめぐる様々な課題があります。

仕事と生活の調和は、自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上でも重要です。共働き世代が増加し人々の働き方や生き方が多様化する中、長時間労働により家族の団らんが持てない状況や就労と出産・子育てが二者択一になっている状況などがみられます。

このようなことから、男性も女性も仕事と子育てが両立できるよう、働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図ることが重要となります。

このため、引き続き仕事と生活の調和についての気運を醸成するとともに、親が、子育てに関して職場で不利な扱いをされることなく、なるべく長い時間を子どもと共有できるよう職場優先の意識改革や、男性を含めた働き方の見直しと固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発を推進します。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの促進	広報誌「労働かごしま」の発行や労働セミナーの開催，労働条件等の調査・公表を通じた，男性も含めた働き方の見直しや関係法令，各種助成制度の広報・啓発	雇用労政課
男女共同参画社会の促進	固定的性別役割分担意識を解消し，男女共同参画意識を醸成するためのセミナー等の実施	男女共同参画室

(2) 子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進

子育てと仕事の両立支援に積極的に取り組む企業を引き続き「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し，企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進します。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介	子育てと仕事の両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、企業の自主的な取組を促進	雇用労政課

(3) 公共調達における優遇措置

県の建設工事入札参加資格の格付において、就業規則に育児休業制度又は介護休業制度を設けている場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合は加点を行います。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のための基盤整備については、市町村と連携を図りつつ、認定こども園や保育所の充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

待機児童の解消については、各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みに対し、確保方策を講じることにより、その解消を図ります。また、家庭と仕事の両立支援を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進するなど地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と資質の向上を図り、子育てと仕事を両立させやすい環境づくりに努めます。〔具体的方策については、第4章 教育・保育等の推進に記載〕

